

市町村交付金(社会保障財源化分)が充てられた社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費

(歳入)

地方消費税交付金	141,147 千円
うち社会保障財源交付金	83,983 千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費	1,582,460 千円
------------------------	--------------

【社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費】

単位:千円

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源 交付金)	その他
社会福祉	児童福祉事業	564,331	366,401	8,700	14,209	29,950	145,071
	高齢者福祉事業	96,225	1,650	3,000	11,089	5,107	75,379
	社会福祉事業(障害者福祉、母子福祉)	442,781	244,230	7,500	386	23,499	167,166
	小 計	1,103,337	612,281	19,200	25,684	58,555	387,616
社会保険	国民健康保険事業特別会計繰出金	110,483	56,353	0	0	5,863	48,267
	介護保険事業特別会計繰出金	142,042	16,899	0	0	7,538	117,605
	後期高齢者医療事業特別会計繰出金	144,110	31,237	0	0	7,648	105,225
	小 計	396,635	104,489	0	0	21,050	271,096
保健衛生	予防対策・健康増進事業	65,860	1,009	0	16,156	3,495	45,200
	母子衛生事業	16,628	1,416	0	2	882	14,328
	小 計	82,488	2,425	0	16,158	4,378	59,528
	合 計	1,582,460	719,195	19,200	41,842	83,983	718,240

引上げ分の地方消費税収入については、「社会保障4経費」(制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費)その他社会保障施策に要する経費に充てることとされました。

※【社会保障施策】

- (1)「社会福祉」 生活保護、児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障害者福祉などです。
- (2)「社会保険」 法令に基づき実施される保険を意味し、国民健康保険、介護保険、年金などです。
- (3)「保健衛生」 国民の健康を保つための施策で、医療に係る施策、感染症その他の疾病の予防対策、健康増進対策などです。